

企業繁栄のアドバイザー

未来税務会計ニュース

基準地価上昇・賃金上昇
今後はどうなるの？

平成30年9月19日熊本日日新聞の記事において「県内市町村基準地価(平成30年7月1日基準日)」が発表されました。これによると、熊本市内は上昇傾向にありますが、熊本市以外のところは上昇せずに、下落傾向にあります。商業地はのきなみ上昇しています。熊本市に近い菊池郡、上益城郡の嘉島町と益城町、合志市は上昇していますが、他の地域は下落しています。※別紙熊日資料参照

私見ですが、少しミニバブルになっているのではないかと思います。オリンピック後、バブルがはじけて、不動産関係の倒産が始まるのではないのでしょうか？また、平成31年10月1日から消費税率が8%→10%になると、農業関係は、売上は8%ですが、肥料、農薬、運賃、荷造包装費等は10%ですから、経営上苦しくなることは明白であります。消費税率UP後は、消費が冷え込むので、売上は伸びず、倒産が発生するのではないかと危惧します。今は低金利ですが、仮に上昇していくとなると、お金が廻らなくなり、資金繰りから不動産等売却するのではないかと、競売物件が発生するのではないかと思いますね。また、人手不足の上に最低賃金上がり、商売をやっても売上は上がらず、人手不足により効率も悪く、生産性は上がらず、賃金のみが上がり、売上⇔経費のバランスが崩れ、収支計算が出来ず、閉店することも考えられます。物事を逆に

見れば、暗い見通しばかりではありませんから、チャンス到来と前向きに考えてとにかく頑張っていきましょう。



第2回事業承継・税制改正
セミナーを開催します。

内容：事業承継の進め方と税制特例の活用法
日時：平成30年11月15日(木)
時間：講演 13:30~15:30(受付13:00より)
個別相談 15:45~17:00
場所：未来税務会計事務所3階会議室
(熊本市東区小峯1丁目1番106号)

内容：①事業承継の進め方
②事業承継税制の活用方法

費用：(資料及びお茶代)
お客様1,000円 お客様以外5,000円
お申込みは別紙チラシよりFAXもしくは、お電話(☎096-368-2030)でも受け付けております。

※個別相談をご希望の方は、事前予約をお願いします。先着順とさせていただきます。個別相談の際は、過去3年分の決算書をお持ちください。(当事務所のお客様は事前に準備しますので不要です。)詳しくは別紙にて。

【西田からのお願い】

現役で頑張っておられます年齢60歳以上の社長様宛に親書を送りしております。どうかご覧いただき、ご参加下さいますように心からお願い申し上げます。



平成30年10月より順次
最低賃金が変わります！

最低賃金の引き上げが、厚生労働省より公表されました。熊本は、737円から762円へ、鹿児島は737円から761円へ平成30年10月1日より引き上げが発効されます。

最低賃金とは、使用者が労働者に支払わなければならない、賃金の最低額を定めた制度です。

最低賃金は、都道府県ごとに定められた「地域別最低賃金」と、特定の産業を対象に定められた「特定(産業別)最低賃金」の2種類があります。平成29年3月28日の「働き方改革実行計画」において、年率3%程度を目安に名目GDP成長率にも配慮しつつ引き上げていき、全国加重平均が1,000円になることを目指しているそうです。

◎地域別最低賃金とは…

産業や職種にかかわらず、各都道府県内の事業場で働くすべての労働者とその使用者に対して適用される最低賃金です。地方別最低賃金は、パートタイマー、アルバイト、臨時、嘱託など雇用形態や呼称に関係なく、すべての労働者が対象です。九州(沖縄を除く。)及びその他都道府県の一部をまとめました。

北海道	835円
東京都	985円
大阪府	936円
全国平均	874円



◎特定(産業別)最低賃金とは…

特定の産業について設定されている最低賃金です。関係労使が基幹的労働者を対象として、地域別最低賃金よりも金額水準の高い最低賃金を定めることが必要と認める産業について設定されています。例えば、電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業は、熊本の場合は782円、鹿児島の場合は765円と定められています。ただし、以下の通り、特定(産業別)最低賃金が適用されない労働者がいますのでご注意ください。

【特定(産業別)最低賃金が適用されない労働者】

- ・18歳未満又は65歳以上の方
- ・雇入れ後一定期間未満の技能習得中の方
- ・その他当該産業に特有の軽易な業務に従事する方

★最低賃金を支払わないとどうなるか？

使用者が労働者に最低賃金未満の賃金しか支払っていない場合には、使用者は労働者に対してその差額を支払わなくてはなりません。

地域別最低賃金額の場合には、最低賃金法による罰則(50万円以下の罰金)、また、特定(産業別)最低賃金額の場合には、労働基準法による罰則(30万円以下の罰金)が科せられます。

※最低賃金について詳しくは厚生労働省のホームページあるいはpc.saiteichingin.infoをご覧ください。

認知症のリスクとその予防法 企業も無関係ではありません!!

自分でできる認知症の気づきチェックリスト

※このチェックリストはおおよその目安で医学的診断に代わるものではありません。認知症の判断には医療機関での受診が必要です。

チェック項目	問題なくできる	だいたいできる	あまりできない	できない
1 財布や鍵など、物を置いた場所がわからなくなることがありますか	①点	②点	③点	④点
2 5分前に聞いた話を思い出せないことがありますか	①点	②点	③点	④点
3 周りの人から「いつも同じ事を聞く」などのもの忘れがあるとされますか	①点	②点	③点	④点
4 今日が何月何日かわからないときがありますか	①点	②点	③点	④点
5 言おうとしている言葉が、すぐにでてこないことがありますか	①点	②点	③点	④点
6 貯金の出し入れや、家賃や公共料金の支払いは一人でできますか	①点	②点	③点	④点
7 一人で買い物に行けますか	①点	②点	③点	④点
8 バスや電車、自家用車などを使って一人で外出できますか	①点	②点	③点	④点
9 自分で掃除機やほうきを使って掃除ができますか	①点	②点	③点	④点
10 電話番号を調べて、電話をかけることができますか	①点	②点	③点	④点

(出典：(独)健康長寿医療センター-東京都健康長寿医療センター研究所など)

20点以上の場合は、認知機能や社会生活に支障が出ている可能性があります!! お近くの医療機関や相談機関に相談してみましょう!!

厚労省の推移によると、患者数がさらに増加し、2025年には730万人にまで膨らむといわれています。実に高齢者の5人に1人が認知症となる時代が迫っています。

どのような対策も何かが起こってからでは遅いです。早期に認知症への備えを講じる必要があります。

認知症のリスク1：預貯金の凍結

認知症の方は、委任行為ができないため、預貯金は実質的に凍結状態となります。家族であっても本人のために使うことができません。その場合、財産を管理する後見人を家庭裁判所が選ぶ「法定後見」の制度を利用するしかありません。また、確実に親族に後見人になってもらいたいのであれば、認知症発症前に本人が後見人を選んでおく「任意後見」を利用する必要があります。

認知症のリスク2：不当な契約の締結

判断能力がないことに付け込んで不利な条件で契約を結ばされる場合があります。もし認知症の人が不利な条件で契約を結んでしまっても、

裁判所で契約時に意思能力がなかったと判断されると無効にできます。但し、意思能力の有無については、医師の診断等の医学的観点など様々な条件を踏まえて総合的に判断されることが多いので注意が必要です。

リスク3：経営権の承継の遅れ

認知症は自覚できない場合が多く、社長に認知症の兆しがあっても通院を拒み、早期の引継が行われなことがあるあります。

社長の自社株が誰にも移動できなくなることから、後継者は経営権を握れず、重要な判断ができないことさえあります。

事業承継の確実性を高めるためには、社長自らが率先して事前に対策を講じておくしかありません。

認知症への備えは?

認知症への備えとして使われる方法には、自分の財産の使い道を事前に決めることができる「民事信託」があります。株式の議決権を後継者に譲るという信託契約を結んでおくことで、経営者が認知症になった後も後継者が議決権を行使でき、経営が滞ることはなくなります。株式からの配当などの受益権は社長のままなら、後継者に贈与税や所得税が課税されることもありません。「成年後見制度」と違い、株式の配当権などの財産権と、経営権を分離することができるのが信託の強みとなっています。

無料個別相談会を開催します!

当事務所では、相続・事業承継に関する様々な疑問にお答えするために、個別相談会を開催しています。 ※詳細は別紙にて

日時：平成30年10月17日(水)

- ① 11:00~12:00
- ② 13:00~14:00
- ③ 14:00~15:00
- ④ 15:00~16:00



※上記の時間帯は先着順での受付となるためご希望の時間帯に沿えない場合がございます。

※上記日程以降も毎週水曜日に個別相談会を開催しております。また、電話相談は正確なアドバイスができませんので、一切行っておりません。この機会に是非ご参加くださいませ。



チラシ配布希望者は
担当者まで♪

<企業シリーズ258>



店主自ら農業を学びながら、居酒屋経営をとおして食と農の可能性を追求している会社です。

今年3月より山鹿市でさらにもう1店舗オープン致しました。店名は『おにかい』です。日本酒と日本酒にあう和食をメインにメニューをご提供させていただいています。

店内は、モダンテイストでバーのような落ち着いた空間となっております。

お客様を大事にすることを心掛けております。どうぞ、お気軽におこしください。

日本酒とハイボールとお野菜 おにかい

住所：山鹿市昭和町401 ウッドスリービル2F

電話番号：隠れやのためなし



en 屋 《心奪もう! 店舗もお忘れなく!》

住所：山鹿市山鹿1630-1 電話：0968-43-0370

さくら湯のある交差点近く

- 皆様のご来店おまちしております -

Room 株式会社 代表取締役 田中清輝

